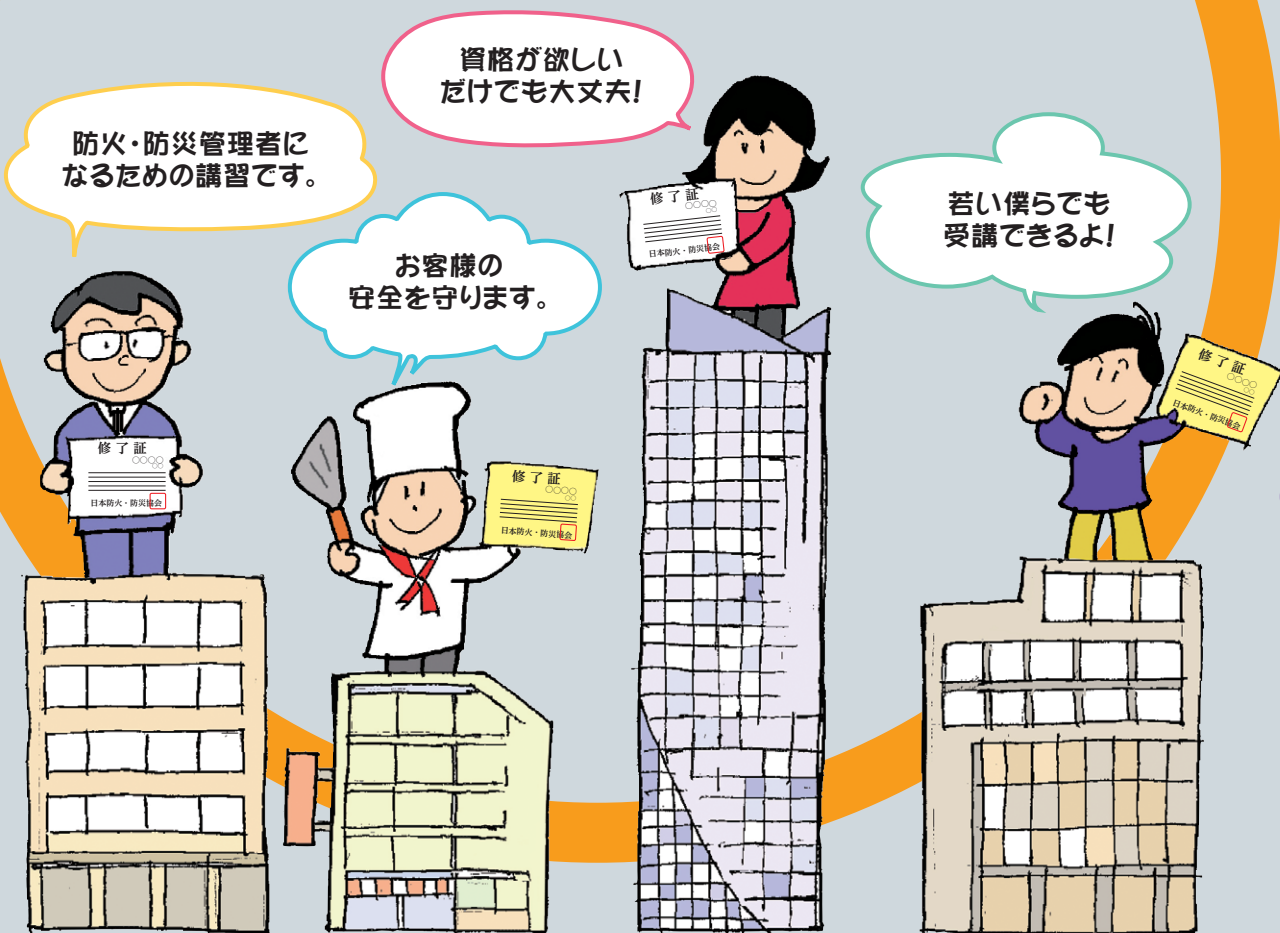


# 防火管理講習・防災管理講習を 受けましょう！

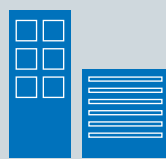


**どなたでも**  
受講できます。



当協会の講習は、中学校卒業以上、日本語の理解できる方であれば、どなたでも受講できます。

**どこでも**  
受講できます。



当協会の講習は、地域に在住・在勤を問いませんので、全国どちらの会場でも受講できます。

**出張講習も**  
行います。



出張講習

受講者70名以上で会場をご用意いただければ、企業・団体を対象に出張で講習を行います。

※消防法により、一定の事業所には「防火管理者」又は「防災管理者」の選任が義務付けられています。

お問い合わせは日本防火・防災協会 TEL.03-6263-9904

一般財団法人日本防火・防災協会 TEL.03-6263-9904 FAX.03-6274-6977  
<https://www.n-bouka.or.jp>

〒105-0021 港区東新橋1-1-19 14階



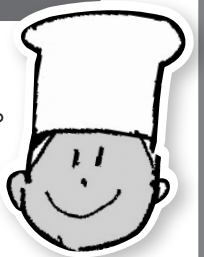


## 防火管理講習・防災管理講習とは？

防火管理講習・防災管理講習は、消防法で定められた「防火管理者・防災管理者」の資格を取得するための講習で、建物内の防火・防災に必要な知識・技術・対策について学ぶことができる講習です。取得された資格は、全国で有効です。

## どんな講習があるの？

- 防火管理新規講習……防火管理者の資格を取得できます。(甲種・乙種)
- 防火管理再講習……一定規模以上の防火管理者の方は、5年ごとに受講が必要です。
- 防災管理新規講習……防災管理者の資格を取得できます。
- 防災管理再講習……防災管理者の方は、5年ごとに受講が必要です。
- 防火防災併催新規講習……防火管理者と防災管理者の資格を同時に取得できます。
- 防火防災併催再講習……再講習が必要な防火・防災管理者の方は、5年ごとに受講が必要です。



## 受講資格はあるの？

特にありませんが、(一財)日本防火・防災協会が主催する講習では、中学校卒業以上の方が対象となります。資格を取られてすぐに防火管理者や防災管理者に選任される予定はないけれど、将来に向けて資格として取得を希望される方の受講も大歓迎です。ただ、講義は日本語で行われるので日本語を理解していただけることが必要です。

## 講習会を受ける場所は決まっているの？

(一財)日本防火・防災協会の講習会は、一部の消防機関が受講の条件としている「管轄区域内に居住又は勤務」や「管内防火対象物で選任予定の方」のような受講の制限は、全くありません。ですから(一財)日本防火・防災協会主催の講習会であれば、皆様のご希望の日時、場所を選択していただいて、日本全国どの会場でも受講していただけます。

## 出張で講習をしてくれるのですか？

企業や団体の皆様が全国各地で支店や支所をお持ちの場合、それぞれの地域で防火管理者・防災管理者としての活躍を期待されます。その際、お一人お一人が地域でバラバラに資格を取るのではなく、従業員教育の一つとして事業所内で資格を取っていただくことができるように(一財)日本防火・防災協会から講師を派遣して講習を行うものです。講習資格は一般の講習で取得されたものと全く同じです。

